

# ジビエ・グルメ・グランプリ2015

## 審査要領

### 第1 審査

開催要綱第11で規定するジビエ・グルメ・グランプリ2015（略称は「GGG2015」とし、以下、略称とする。）の審査は、この要領による。

### 第2 審査対象

GGG2015の出店者募集要領第3の規定に基づき出品された料理とする。

### 第3 審査方法

審査員による審査とする。

### 第4 審査員

審査員は県、学識経験者等をもって構成する。  
なお、審査員名は非公表とする。

### 第5 審査会

- 1 出品された料理の審査を行うため、審査員で構成する審査会を置くものとする。
- 2 審査会は非公表とする。

### 第6 審査委員長

審査会には審査委員長を置き、審査会を進行する。

### 第7 審査員の審査項目

審査員の審査項目は、外観、味、価値（内容と価格のバランス）、ジビエらしさ（ジビエの特徴が生かされているか）、他の食材とのマッチング（創意工夫）の5項目とする。

### 第8 審査結果の決定

- 1 獲得した得点が多かった料理から順にグランプリ、準グランプリとする。  
なお、得点が同点であった場合には、審査委員長が順位を決定する。
- 2 何人も審査の結果について、異議の申し立てをすることはできず、各料理の順位及び獲得した点数等、審査の内容については公表しない。

### 第9 庶務

審査会の事務は、開催要綱第4に規定する運営団体で行う。

### 第10 その他

その他審査に関して必要な事項は、第6に規定する審査委員長、開催要項第4に規

定する主催者と運営団体が協議して決める。

附則 この要領は、平成27年8月10日から施行する。